

各部課長等 各位

企画調整部長 佐々木 俊哉  
(公印省略)

## 令和2年度予算の編成方針について

にかほ市財務規則第6条の規定に基づき、次のとおり令和2年度予算の編成方針を定めたので通知します。

### 1. 国の動向

現在の我が国経済は、長期にわたる回復を持続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達し、国民生活に密接に関わる雇用・所得環境も大きく改善している。

財政面では引き続き厳しい状況にあるものの、国・地方の税収は景気回復の継続等により過去最高となり、今後の経済財政運営として、アベノミクスの推進がもたらした経済の好循環を更に持続・拡大させ、我が国が直面する様々な課題を克服し、持続的かつ包摂的な経済成長の実現と財政健全化の達成を両立させていくことが、我が国経済が目指すべき最重要目標である。

「経済再生なくして財政健全化なし」の基本方針の下、経済再生と財政健全化に一体的に取り組み、2020年頃の名目GDP600兆円経済と2025年度の財政健全化目標の達成を目指す。

この達成のため、以下の3つの視点を重視して取組を推進する。

第1に、潜在成長率の引上げによる成長力の強化である。労働力人口の伸びが中長期的に鈍化する懸念がある中では、Society5.0時代に向けた人的・物的投資を一層喚起し、生産性を飛躍的に向上させることにより、潜在成長率を引き上げていく必要がある。デジタル化など先端技術を社会実装することにあわせて、これを可能とする経済社会構造の変革、国際的なルールづくりなどグローバルな課題解決への積極的な貢献が急務となる。

第2に、成長と分配の好循環の拡大である。この好循環の拡大に向け、成長力の強化という供給サイドの強化のみならず、内需の持続的な拡大と外需の継続的な取り込みを図る必要がある。内需の面では、企業収益を拡大しつつ、賃金・雇用者所得の増加を通じて、消費の継続的な拡大を図るとともに、外需の面では、我が国の持つソフトパワーもいかし、経済連携やインバウンド等を通じて、アジアをはじめ海外の活力を更に取り込んでいくことが重要である。

第3に、誰もが活躍でき、安心して暮らせる社会づくりである。人生100年時代の到来を見据え、高齢

者から若者まで、誰もがいくつになっても活躍できる社会を構築するために、一人一人の人材としての質を高める「人づくり革命」とともに、年齢が働くことの制約とならないよう、これまでの考え方や諸制度を見直し、働き方を自由に選べる中で社会保障の支え手を拡大しながら、全世代型社会保障を実現していくことが不可欠である。

以上を踏まえ「令和 2 年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針について」では、「手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、前年度当初予算までの安倍内閣の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。」としている。

具体的には(1)年金・医療等に係る経費については、前年度当初予算に高齢化等に伴ういわゆる自然増として 5,300 億円を加算した額の範囲内において要求する。(2)地方交付税交付金及び地方特例交付金の合計額については、「新経済・財政再生計画」との整合性に留意しつつ要求する。(3)義務的経費については、前年度当初予算のうち通常分各経費の合計額の範囲内で義務的性格の根拠を明示の上、要求する。なお、義務的経費についても、定員管理の徹底も含め、聖域を設けることなく、制度の根幹にまで踏み込んだ抜本的な見直しを行い可能な限り歳出の抑制を図る。(4)東日本大震災からの復興対策については、引き続き復興のステージの進展に応じて既存の事業の成果等を検証しつつ、効率化を進め、被災地の復興のために真に必要な事業に重点化する。(5)その他の経費については、既定の歳出を見直し、前年度当初予算のうち通常分におけるその他の経費に相当する額の 90%の範囲内で要求する。(6)予算の重点化を進めるため、諸課題について「新しい日本のための優先課題推進枠」を措置する。としている。

## 2. 秋田県の動向

秋田県は、「令和 2 年度当初予算編成方針」においては、第3期ふるさと秋田元気創造プランの更なる加速化を図るための施策を重点的に推進する。

財政見通しとして、歳入は消費税率の引き上げに伴う地方消費税の税収増が見込まれるものの、人口減少等により臨時財政対策債を含めた実質的交付税は前年度同様大幅な減少が見込まれ、使途が特定されない実質的な一般財源総額は却って減少すると見込まれる。

さらに、歳出面では、公債費は減少するものの、地方消費税の税収増分は幼児教育・高等教育の無償化等の社会保障経費に充てることになるほか、会計年度任用職員制度の導入等による人件費の増等により、収支不足は今年度を大きく上回る見通しとなっている。

このように収支不足の大幅な拡大が見込まれる中、最低限の財政規律を維持しつつ、必要な取組の財源を確保するため、経常経費は 5%、政策的経費は 30%のマイナスを原則とした、計画的・段階的な見直しを前提としたゼロベースでの事業の見直しを徹底するほか、外部資金の積極的な活用、市町村や民間等の多様な主体との協働による取組を進める。

しかしながら、厳しい財政状況にあっても、将来に負担を先送りすることのないよう歳入・歳出の徹底し

た見直しを行い、単に既存制度を延長することなく、必要性、緊急性、効率性、事業効果等の観点から、事業の存廃や優先順位の見直しによる「選択と集中」に取り組むことにより、プライマリーバランスの黒字維持、最低限の財政2基金の残高確保を目指すとともに、「第3期ふるさと秋田元気創造プラン」や「第2期あきた未来総合戦略(仮称)」の取組を推進するための財源を確保している。

### 3. 市の財政状況

一般会計の30年度決算は、実質収支が約1億8,993万円の黒字、市債の繰上償還額や財政調整基金の積立・取崩し額を加減した実質単年度収支は約5億2,639万円の黒字となった。歳入の一般財源は、市税が景気の回復基調等を反映し、個人市民税が前年度比で3.2%増、固定資産税が1.6%増、法人市民税も大幅な減はなく、前年比1.0%減に落ち着いた。また、地方消費税交付金は2.3%増、地方交付税は臨時財政対策債償還費、合併特例債償還費などの増加等により交付基準額は増加したものの、合併特例加算の段階的縮減により0.9%減となった。財源不足の調整による財政調整基金繰入金は前年度に比べると24.5%減となったが、危機感を持ちつつ、健全な財政を堅持する必要がある。30年度末の市債残高については、繰上償還の実施などにより前年度比で約11億円減の約151億円まで減少している。この決算に基づく財政健全化比率は、実質公債費比率が9.7%、将来負担比率が72.7%と、いずれも健全団体とされる範囲内にある。しかし、実質公債費比率は前年度比で0.1ポイント悪化、財政構造の弾力化を示す経常収支比率も0.5ポイント悪化しており、経常経費の抑制など財政の硬直化が進まないよう留意が必要である。

今後の財政見通しについては、歳入では、自主財源の根幹をなす市税は人口減少や景気の先行きの不透明感などから大幅な増収は見込めず、地方交付税も合併特例加算の段階的縮減により更に減額されるなど、非常に厳しい状況が続く見込みで、財政規模の縮小化は避けられない状況にある。他方、歳出面では、少子高齢化の進行などによる社会保障費の増加や公共施設等の老朽化対策等に係る経費の増大、会計年度任用職員制度の導入等による人件費の増などにより、昨年度より更に厳しい見込みであり、収支不足が懸念される。

しかしながら、将来に禍根を残さぬよう、歳入・歳出の徹底した管理を行い、プライマリーバランスの黒字維持はもちろんのこと、財政調整基金の残高確保を目指しながら、国・県の取り組みと歩調を合わせ、更なる歳出抑制に取り組む。

### 4. 予算編成の基本的な考え方

令和2年度予算は、健全財政を保持しつつ、「第2次にかほ市総合発展計画(前期基本計画H29～33)」に掲げたまちづくりの基本方針に基づく諸施策や「にかほ市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の主要施策を積極的に推進するものとする。なお、総合戦略は新規計画の初年度であり、目標達成に向け遅滞なく施策の推進をすることが求められる。また、市長公約(4分野20項目)の事業については、就任3年目となり、特にスピード感を持って取り組む必要がある。

予算の編成にあたっては、漫然と前例踏襲に陥ることなく事業のカイゼンを行うこと。コスト削減は元より、発想の転換や創意工夫、事業の統廃合や民間活力の導入などを常に念頭に置き、目に見えるカイゼンを図るとともに、既存事業について問われるのは成果ではなく効果であり、全ての事業に対して聖域なく効果検証を行い、廃止、縮小、統合も含め抜本的な見直しを図ること。

令和元年 10 月からの消費税増税に伴い経費は増高となるが、更なる経費節減はもとより、歳入においても国・県の動向を的確に把握し、更なる財源の確保に努めるなど、事業財源は自ら捻出するという意識を持って、限られた財源の効率的な活用を図られたい。

また、平成 30 年度事業の内部・外部評価、令和元年度事業の中間評価を着実に令和 2 年度予算に反映させ、行政評価の実行性を保ち、効果的な予算要求を行うこと。

#### 【留意する計画等】

- 総合発展計画(前期基本計画)
- 市長公約(4分野20項目)
- 行財政改革大綱
- まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 事業実施計画
- 公共施設等総合管理計画

## 5. 全体的事項

- 1) 令和2年度当初予算は、通年予算を編成する。  
年度途中の補正は、除雪費のほか、国・県等の制度改正、特定財源の確定、災害、その他特別な理由がある場合に限定する。
- 2) 実施計画や総合戦略に基づく事業は、予算編成作業の中で、実施年度や財源等を勘案して調整することとする。
- 3) 地方自治法の本旨である「最少経費・最大効果の原則」に則り、限られた財源で最大の効果を生み出すよう、「スクラップ・アンド・ビルド」を徹底して行うこと。  
既存事業(事業開始後3～5年が経過する事業)については、現在の市民ニーズとの適合、初期の目的・目標の達成状況等を検証し、事業継続の可否や再編・再構築の必要性を精査した上で、予算要求すること。  
新規・拡充事業の要求にあたっては、既存事業のスクラップにより財源を捻出するとともに、あらかじめ目標や実施期間などを明確に設定すること。
- 4) 類似事業や重複する事業は、所管担当課間で横断的な連絡調整を行い、事業推進に支障のないように整理統合を進めること。
- 5) 令和元年度までの地区要望、議会等の要望事業について、2年度中に実施する旨の答弁をしている場合は、その内容を尊重しつつ、実施の方法を検討の上、要求漏れがないように計上すること。要望事業、市民との協働事業は、行政と市民の責務及び役割を明確化し、協力して行うべきもの、それぞれが行うべきものを精査・検討すること。
- 6) 予算要求は、すべて課長等が査定した内容で行うこととし、重要施策及び新規事業につい

ては、必ず部長査定を受けた上での要求とすること。

7) 各小・中学校予算は、本課において十分協議(ヒアリング)のうえ要求すること。

## 6. 歳入について

### 1) 市税

経済情勢の推移や税制改正の動向等を的確に把握し、見込み得る年間収入額を適正に見積ること。また、収納率の向上を図るため、より一層取り組みを強化すること。

### 2) 分担金及び負担金

事業内容、受益度に応じた適正な受益者負担の確保を図ること。

### 3) 使用料及び手数料

手数料等関係法令に基づいて徴収するものについては、国・県の動向に十分留意すること。

### 4) 国県支出金

国、県等の施策の方向性や予算編成の動向を可能な限り把握し、過大・過少見積りによる補正が生じないよう留意すること。

国費・県費の削減による市の一般財源への振替(市単独事業として実施)は、原則として認めない。令和2年度から国・県支出金が廃止・削減される事業は、その内容を明らかにすること。(提出資料5)

### 5) 財産収入

市有財産については、現状を把握し、財産運用収入や財産売払収入など適正な価格の積算により見込み額を計上すること。また、未利用の売却可能資産は積極的に売却を検討すること。

### 6) 市債

後年度の財政負担を考慮するとともに、適債事業を選択すること。また、予算計上にあたっては、交付税措置のある有利な事業債を優先すること。

### 7) その他

ふるさと納税の取り組みを強化するとともに、公共施設や印刷物等への広告掲載やクラウドファンディングなどの歳入全般について、積極的に検討し財源確保に努めること。

以上、歳入全般、的確な根拠で積算し、過大見積りによる「歳入欠かん」とならないように留意すること。

## 7. 歳出について

1) 義務的経費(人件費、扶助費、公債費)を除く経常的経費(注1)は、事務事業見直しによるコスト削減に努め、要求にあたっては、前年度予算比 5%減を目途として見積もること。

(注1)経常的経費:報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、負担金等のうち毎年度、継続して固定的に支出される経費

2) 国・県補助事業は、必要性、緊急性、投資効果等を十分に検討・精査の上、計上すること。

補助事業であっても補助残は一般財源となるので、補助率、事業効果、必要性及び緊急性について十分に検討し、優先度の高い事業を計上すること。

3) 貸付金については、制度継続の必要性、貸付条件の見直し、廃止、統合、縮小、終期設定の有無等を必ず検証すること。

4) 各種団体等への負担金については、目的、効果及び必要性を再検証すること。

5) 各種団体等への補助金については、補助基準の明確化を図るとともに、継続の必要性、条件の見直し、終期設定の有無等を検証し、適正化に努めること。

※条件の見直し等を行う場合は、関係補助団体と十分協議すること。

6) 施設の改修・補修は将来的視点をもって、当面の使用に支障がある場合に計上すること。その際、中長期的な視点から二重投資とならないよう注意すること。

7) 長期継続契約に基づく予算は、「契約期間」を見積書中に記載すること。

8) 消費税率については、軽減税率制度や経過措置(契約・譲渡等の時期により適用される税率)に留意すること。

9) 会計年度任用職員(現・臨時職員等)制度への対応については、同制度の導入により人件費の大幅な増加が見込まれるため、職の集約化や廃止、委託方式への変更などについて十分に検討を行った上で、所要経費を適切に見積もること。

また、原則として、新規配置は認めないこととする。

※当該制度導入に係る運用方針等について、後日、総務部総務課より別途指示する。

以上、歳出全般、的確な根拠で積算し、過大見積りを避け、各費目を通じ、必要性、緊急性、行政効果などに欠ける経費は計上しないこと。

## 8. 債務負担行為及び継続費について

○後年度における支出を義務付けるものであり、これを安易に設定することは将来の財政運営を圧迫し、財政の硬直化につながることになるので慎重を期すること。

○継続費は、事業費総額や年度割などに細心の注意を払い計上すること。

## 9. 特別会計及び企業会計に関すること

1) 特別会計及び企業会計については、一般会計との負担区分を明確にし、漫然と財源不足を一般会計に依存することなく、業務運営の合理化に徹するとともに、事業収入の確保に努力し、独立採算性の堅持及び健全財政の確保に努めること。

2) 企業会計は、収支見通しや資金計画を検討の上、一般会計に準じて編成すること。

## 10. 予算編成の日程等

予算要求入力可能日	令和元年10月28日(月) から
-----------	------------------

予算要求入力期限	令和元年11月29日(金) 正午まで
ヒアリング期間(予定)	令和元年12月18日(水) から 令和 2年 1月10日(金) まで

\*ヒアリング日程は、12月2日(月)に掲示板に掲載予定。